

菩薩戒經の二系統

—智顛『菩薩戒經義疏』まで—

中 島 志 郎

問題の所在

戒法は大きく分類するに、小乗戒（十誦律六十一卷）、四分律六十卷、摩訶僧祇律四十卷、五分律三十卷等）と大乘戒に分かたれるが、中国仏教においては、五世紀前半より律（小乗戒）の本格的な翻訳が開始される。中でも『四分律』は慧光（468-537）の律学を境に律の主流となり道宣（596-667）の律宗独立に至る。この六世紀頃、『四分律』による具足戒の作法が確立したと考えられ、具足戒による出家作法が定着していったと見られている。

一方の菩薩戒（大乘戒）は、小乗律のように単なる廃悪の律儀の規定を守るに終わるものではなく、修善と共済の無条件且つ無界畔なる努力までも戒中のものと見ること…

中国の菩薩戒經とその思想の流布状況を考える場合、およそ二系統に分類するのが常である。即ち六朝から隋唐にかけて流行した菩薩戒（大乘戒）は、『瑜伽師地論』系の『菩薩地持經』『菩薩善戒經』（瑜伽行系）、『優婆塞戒經』と『梵網經』『瓔珞經』等が知られるが、成立過程も思想内容も大きく異なるそれら菩薩戒經を①『菩薩善戒經』は『瑜伽師地論 本地分中菩薩地（瑜伽論）』『菩薩地持經』と②『梵網經』『瓔珞本業經』の二系統に大別するのである。

北朝では『瑜伽菩薩地』（『瑜伽師地論 瑜伽菩薩地）の異訳である北涼曇無讖（385-433）訳十卷『菩薩地持經』（地持戒）がまず広く流布した。その後、建業（南朝）で431年、求那跋摩によって漢訳された九卷『菩薩善戒經』（『瑜伽師地論』『菩薩地持經』の異訳『菩薩戒本』）も盛んに行われた。⁽¹⁾

この菩薩戒經の二系統は思想的にも一が小乗聲聞戒法を併せ共に持する大乘共門戒（『瑜伽師地論』系の『菩薩地持經』『菩薩善戒經』（瑜伽行系）であり、一が

小乗戒を外道邪戒と非難、独菩薩戒である不共門戒（『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』）の二分類に対応する。この菩薩戒經の二系統が、その後どのように展開し、智顛『義疏』にどのように収斂するかを追跡してみた。

一、瑜伽師地論系菩薩戒經

まず瑜伽師地論系菩薩戒經とは、周知の如く、『瑜伽師地論』卷四十「本地分中菩薩地」の異訳であり、部分訳である『地持經』『善戒經』等が先行して流布したが、最終的に本来の『瑜伽師地論』が玄奘の翻訳において完備し、それを承ける道宣⁽²⁾（596-667）の律学大成を見る。

大乘共門戒の立場に立つ瑜伽戒の最大の特徴は、『瑜伽師地論』菩薩地に説く「九種相戒を菩薩の戒波羅蜜多と名づく」として、九種戒のうち、第二の一切戒を在家出家の戒に充て、三聚淨戒（律儀戒、攝善法戒、饒益有情戒）とした。このうち律儀戒について「七衆別解脱戒」、即ち別解脱律儀を正受する七衆（比丘比丘尼、式叉摩尼、沙弥沙弥尼、優婆塞優婆夷）の戒（T30-511a）と定義し、律儀戒受持の段階では小乗仏教と菩薩律儀に差がないということにある。

それは道宣「律儀一戒、不異声聞」（『四分律行事鈔』T40-149b）の根拠ともなり、菩薩戒として撰取された瑜伽戒は実際には出家菩薩を中心に据えている、という見解にもなる。

三聚淨戒はこれに加えて、攝善法戒、饒益有情戒を課すのである。⁽³⁾

小乗聲聞戒が大乘戒中に包摂されるという事情は、曇無讖訳『菩薩地持經』（地持戒）卷四、方便處戒品第十之一に、

云何、菩薩尸波羅蜜。略説有九種。一者自性戒。二者一切戒。三者難戒。四者一切門戒。五者善人戒。六者一切行戒。七者除惱戒。八者此世他世樂戒。九者清淨戒（T30-910a）… 続けて、

云何菩薩一切戒。略説二種。一者在家分。二者出家分。是名一切戒。一切戒復有三種。一者律儀戒。二者攝善法戒。三者攝衆生戒。律儀戒者、謂七衆所受戒、比丘比丘尼、式叉摩那、沙彌沙彌尼、優婆塞優婆夷、在家出家隨其所應、是名律儀戒。（T30-910b）

「二者一切戒」とは三聚淨戒のことであり、「律儀戒者、謂七衆所受戒」である。三聚淨戒の第一律儀戒は、比丘比丘尼、式叉摩尼、沙彌、沙彌尼、優婆塞、優婆夷の七衆の別解脱戒（在家出家、隨其所應）とする。

また求那跋摩訳九卷本『菩薩善戒經』卷四では、「若し菩薩戒を受持せんと欲す者は、先ず當に淨心に、七種戒（聲聞教団の戒）を受くべし」と説く。

一切戒者。在家出家所受持者名一切戒。在家出家戒有三種。一者戒。二者受善法戒。三者爲利衆生故行戒。云何名戒、所謂七種戒。比丘比丘尼、式叉摩那、沙彌沙彌尼、優婆塞優婆夷。「菩薩摩訶薩、若欲受持、菩薩戒者、先當淨心、受七種戒」。

七種戒者、即是淨心、趣菩薩戒。如世間人、欲請大王。先當淨持、所居屋宅。是七種戒

俱是在家出家所受。菩薩戒者、亦復如是。俱是出家在家所受、是名爲戒。
(T30-982c)⁽⁴⁾

これは『菩薩善戒經』（T30-1013c）には、重樓的に五・十・具・菩薩戒を受戒する重樓四級次第（重樓戒説）と呼ばれる。即ち一卷本『菩薩善戒經』に、

菩薩摩訶薩成就戒、成就善戒、成就利益衆生戒。先當具足學、優婆塞戒沙彌戒比丘戒。若言不具、優婆塞戒、得沙彌戒者、無有是處。不具沙彌戒、得比丘戒者、亦無是處。不具如是、三種戒者、得菩薩戒、亦無是處。譬如「重樓四級次第」、不由初級、至二級者、無有是處。不由二級、至於三級、不由三級、至四級者、亦無是處。…（T30_p1013c-4a）

『九卷本善戒經』の「七種戒」では

菩薩摩訶薩、若欲受持、菩薩戒者、先當淨心、受七種戒。七種戒者、即是淨心、趣菩薩戒。如世間人、欲請大王。先當淨持、所居屋宅。是七種戒、俱是在家、出家所受。

菩薩戒者、亦復如是。俱是出家、在家所受、是名爲戒。（T30-982c）

このように菩薩戒の受戒には順序と階梯があり、それを違えることは認められないとして、七種戒を説き、重樓四級次第を説くのが、瑜伽戒系菩薩戒の立場であり、出家在家でいえば、『菩薩善戒經』の「重樓四級次第」が、いわば出家菩薩のための戒であるに対し、在家菩薩の戒、五戒、二十八失意は『優婆塞戒經』で

説かれる。

周知の如くこれらは後に玄奘によって完訳される『瑜伽師地論』卷四十（T30-511a）の一段であるが、瑜伽論菩薩地独自の科分たる九種戒の第二、一切戒において、在家出家の二種、各三種（三聚淨戒）を説いて、

云何なるか菩薩一切戒。謂わく菩薩戒に略して二種あり。一在家分戒と二出家分戒にして是れを一切戒と名づく。又、即ち此の在家出家の二分の淨戒に依りて、略して三種を説く。一律儀戒。二攝善法戒。三饒益有情戒なり。

律儀戒とは、謂わく諸菩薩の受くる所の七眾の別解脱律儀なり。即ち是れ苾芻戒、苾芻尼戒、正學戒、勤策男戒、勤策女戒、近事男戒、近事女戒なり。是の如き七種、依止在家出家の二分に依止すること、如應當知。是れ菩薩律儀戒と名づく。

（T30-511a）

三聚淨戒はこれに続けて攝善法戒、饒益有情戒の二戒が課せられるのだが、ここに小乗戒とは異質な菩薩戒の特徴が發揮される。⁽⁵⁾

玄奘訳『瑜伽師地論』を承けて道宣の『行事鈔』「律儀一戒不異声聞」の立場の確立となるが、菩薩戒の内の攝律儀戒は即「具足戒」に配当するというのであり、小乗具足戒が大乘の性格を兼ねるという「分立大乘説」ともなり、中国仏教の戒律の基本形を作るに至る。

二、梵網經系菩薩戒經

一方の『梵網經』は五世紀中頃の南朝梁、宋齊の頃に制作された中国撰述經典と考えられている。『梁高僧伝』にはすでに慧皎（497-554）自身に『梵網經』注釈があったと記され、六朝期仏教における『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』の菩薩戒經が流行したことを伝える。『地持經』が三聚淨戒を説きその摂律儀戒をもって自らの中に小乗戒を包摂しているのに対して、『梵網經』は十重四十八輕戒を説いて小乗戒を捨去し全く大乘戒の独自性を堅持している。元来、大乘經論ではしばしば二乗の持つ戒と菩薩のそれとの相違を論じ、小乗聲聞の戒（四分十誦等）を持つことは即ち大乘菩薩の戒を破すことであるとまで強調しているが、南朝における菩薩戒重視の動向は『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』『占察業報經』など大乘戒を説

く經典が陸続と出現するに及びその頂点に達する。⁽⁶⁾

『梵網經』が瑜伽戒と弁別される最大の特徴は、菩薩戒を七衆律儀と共に受持すべきであるとする『瑜伽論』『菩薩地持經』『菩薩善戒經』の通三乗の宥和的な立場に対し、過激ともいえる菩薩戒（大乘戒）の小乗戒に対する思想的優位を唱え、そこから僧俗一貫した菩薩戒受持の立場を取ることにある。具足戒の事戒に対し菩薩戒が理戒と呼ばれる所以であるが、『梵網經』を中心とする菩薩戒の流行は六朝仏教の特徴の一つといえる。『梵網經』は『華嚴經』『涅槃經』の影響が指摘されるが、六朝仏教の『涅槃經』研究から生まれた道生（355-434）「頓悟成仏説」から傅大士（497-569）「見性成仏」の思想は、『涅槃經』が内包していた菩薩戒との親和性、即ち見仏性＝菩薩戒優位思想の具体的な実現といえるのである。⁽⁷⁾

『菩薩善戒經』の菩薩戒「重樓四級次第」（優婆塞、沙弥、比丘、菩薩戒の次第受授）に対し、『梵網經』は出家在家通受の菩薩戒で、小乗戒を超越した単受大乘菩薩戒を主張して、小乗声聞戒を外道の邪戒とまで非難した。さらに『菩薩瓔珞本業經』（T24）の登場は、『梵網經』の発展と見なせるのであるが、『瓔珞經』は『菩薩地持經』地持戒の伝統の上に、『梵網經』の大乘戒説を採用し、「大衆受學品」で三聚淨戒（律儀戒 攝善法戒 攝衆生戒）の戒相を採用しつつ『菩薩地持經』（律儀戒＝七衆別解脱）とは異なって、律儀戒に『梵網經』の十重禁戒（十波羅夷）を充て、なおかつ『梵網經』同様、小乗戒受持を説かず、大乘戒単受を説いた。つまり、『瓔珞經瓔珞經』には梵網戒と地持戒の一致調和を計り、且つ大乘戒の独自性を梵網戒の受持として主張せんとしたと理解されている。⁽⁸⁾

このほか『瓔珞經』は、あらゆる人に受戒の機を開放し、大乘戒を希求するを俟って授くべきこと、一分乃至万分の受戒あること等を説く。三聚淨戒の内容を規定し、「菩薩戒には受法あって捨法なし」、「犯すも失わずして未来際を尽くす」として、小乗戒の形式的な律条遵守の危険性を告げ、さらに戒師に「夫婦六親、互に師となりて授くることを得」ことや「心法戒体説」等の特徴的な主張へと発展させる。⁽⁹⁾

このように菩薩戒經の二系統とは、十波羅夷を律儀とする『梵網經』『瓔珞本業經』系に対し、七衆戒を律儀とする『瑜伽師地論』『菩薩地持經』系の相違と定式化できる。結果的にはその後の中国仏教は『瑜伽師地論』『菩薩地持經』系が戒律觀の

主流となるが、

この性格が異なる小乗聲聞戒と大乘菩薩戒との相違に始まって、小乗戒にどう対処するかという点をめぐる大乘菩薩戒の立場の相違という二系統を加え、戒律受容の問題だけにとどまらない中国仏教の思想課題となって複雑に展開していく。木村論文は問題を三項に分類して、中国仏教における戒律は、

1 小乗戒の七衆別解脱戒

2 聲聞小乗戒を包摂する大乘地持戒（瑜伽戒）（『地持經』と『菩薩善戒經』）

3 小乗戒棄捨大乘戒単受（『梵網經』梵網戒）の三者で展開すると整理した。⁽¹⁰⁾

『瑜伽師地論』（地持論）の撰律儀戒は教団の戒律として、小乗戒の「七衆の別解脱戒」としたが、『瓔珞經』は三聚淨戒の撰律儀を十重戒にして、大乘戒として純化を見せる。

また『梵網經』との強い影響関係を伺わせる点として、「六道衆生…但だ語を解すれば戒を得て失わず」『梵網經』42 輕戒、自誓自受は 23 輕戒（T24-1006c）、に通じる。

この菩薩戒經の二系統は、インド由来の菩薩戒と中国仏教系の菩薩戒、更に大小重受と大乘戒単受に対応する。この菩薩戒の二系統がどのような展開をとげるか、というのが大乘仏教としての中国仏教の戒律理解の中心問題となる。もちろんその後中国では、『善戒經』の如き重樓戒相に基づく在家・出家の授戒儀が整理される。しかしその過程で南朝系菩薩戒思想の特徴ともいえるべき、『涅槃經』『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』の菩薩戒優位思想がもう一方の伏線として展開したと見ざるを得ない。（後述）。

二 天台智顛（538-597）『義疏』登場の意味

このような六朝仏教の展開の上に、隋（581-618）の智顛は登場する。智顛『義疏』は、中国仏教における『梵網經』についての最初の義疏とされる。その後この『義疏』を嚆矢として『梵網經』研究が盛んになったという経緯がある。⁽¹¹⁾

『義疏』冒頭に、

菩薩戒者、運善之初章、却惡之前陣。直道而歸、生源可盡。聲聞小行尚自珍敬

木叉。大士兼懷寧不精持戒品。内外二途、咸皆敬奉。王家庶眾、委質虔恭。斯乃趣極果之勝因。結道場之妙業。563a

というように、菩薩の大戒は「直道而歸、生源可盡」直ちに極果に帰す「趣極果之勝因」と宣言する。しかし問題は、智顓『義疏』が果たして、『梵網經』本来の思想的主題を把握していたか、平川の指摘するように、智顓の教理体系は総合的であり、その戒律観も、具足戒二百五十戒から、梵網の菩薩戒、さらに中道第一義諦戒に至る体系を持った戒観である。戒体論や菩薩戒も「中道諦の立場で理解する必要があり」、結局「彼の戒観は、十誦律の戒の実践と梵網經の大乗戒の実践とのバランスの上に形成されていた」と結論づける。⁽¹²⁾ 謂わば智顓の戒学は十誦律の立場を基本的視点として、『梵網經』の特徴を分析するのであり、『義疏』はすでに『梵網經』自体の逐語的解釈と云うより、独自の解釈が働いた菩薩戒の全体的理解を図った著述であると見られる。

ここでは『梵網經』の特徴を見て、そこから智顓『義疏』の特徴を分析してみたい。そこで六朝仏教以来の『梵網經』系菩薩戒思想との比較が可能になれば、隋代に智顓『義疏』が取り上げた思想の課題もより鮮明になるだろう。

もとより智顓が依った『梵網經』の書誌的問題は残されるが、当面は書誌的問題に左右されない問題に限る。

『梵網經』十重四十八輕戒はもっぱら在家向けの菩薩戒と理解され、瑜伽戒系の七衆四重樓階説に組み込まれた在家戒として流通して行くが、以下に考察するように本来がそのような性格を持って成立したとは単純には云えない。つまり『梵網經』本来の主題と、同經が智顓『義疏』以降に果たした役割とは直ちに一致しないのではないか、という問題である。

では菩薩戒の二系統の一方である『梵網經』系菩薩戒の本来の主題とは何であったか。

『梵網經』の主題は好相の実現であると分析したのが、山部能直「『梵網經』における好相行の研究」⁽¹³⁾である。論文によると、『梵網經』には見仏的要素（好相行）の神秘的側面。大乗戒の実践は…見仏体験における仏・菩薩との出会いの中で、彼らによって直に授けられるべきものである。『梵網經』巻下の好相行は、輕戒 23

で見好相後の自誓受戒 (T24-1006c) を説く段、同、軽戒 41、十重戒の懺悔、仏来摩頂、光華種々の異相、禪定中の瑞相を見る (T24-1008c) …を例に、懺悔と見仏の不可分が指摘され、菩薩戒は仏菩薩から受戒するのであり、戒師 (人) が承認をすること等の例を挙げ、智顛 (538-597) 『義疏』の六種受戒法「高昌本」(T40-568b) 『地持経』の場合として引用している。(pp206-211) その後の流通の経過は複雑だが、『梵網経』の自誓自受は、『地持経』の伝統だけではなく、『善戒経』の系統にも関連していた可能性…、を指摘し、『梵網経』の見仏懺悔の源流を推理している。

山部論文は結論部分において、「南朝において自誓受戒の以後の発展の基調を定めたのが、『善戒経』の神秘的な自誓受戒だった…北方では『地持経』(『菩薩地』の曇無讖訳) が菩薩戒經典の中心となった。…菩薩戒の実践が、ほとんどあらゆる所で神秘体験と密接な関係を持っていた…菩薩戒は…非常に神秘的な(時には魔術的でさえある)実践である」とする。

『梵網経』のこのような性格は、南朝における傳大士の仏教も傍証となろう。そして『梵網経』が規定する「好相行」は「夢中見仏」さらに「定中見仏」として禪定に継承されて行くのだが、実は智顛 (538-597)、初期禪宗に深く関連する『文殊説般若経』一行三昧の主題でもあった。一行三昧は、

「復有一行三昧。若善男子、善女人。修是三昧者。亦速得阿耨多羅三藐三菩提。文殊師利言、世尊、云何名一行三昧。仏言、法界一相。繫縁法界。是名一行三昧。」(T8-731a)

とあって、智顛 (538-597) 『摩訶止観』卷二上に四種三昧の常坐三昧の根拠とされた。唯一法界の真理を観察する三昧とか、単一の三昧とか解釈されるが、『法華玄義』卷三下 (T33-716b) の「一行に一切行を撰する」一行三昧(常坐三昧)の性格は具体的には不明なままで、「法界一相。繫縁法界」の抽象的な理解に終始した。一方、経文はその直後に見仏を説く。これは後世日本の源信『往生要集』卷中(岩波 p135) に、『文殊説般若経』下巻から

何以故。念一佛功德、無量無邊。亦與無量諸佛功德、無二。不思議佛法、等無分別、皆乘一如、成最正覺、悉具無量功德、無量辯才。如是入一行三昧者、盡知恒沙、諸佛法界、無差別相。」(T8-731ab)

及び『往生要集』巻下「第三現身見仏」に『文殊説般若經』下巻の一段「善男子善女人、欲入一行三昧、應處空閑、捨諸亂意、不取相貌、繫心一佛、專稱名字、隨佛方所、端身正向、能於一佛、念念相續。即是念中、能見過去未來現在諸佛。」(T8-731b)を引用している。

これは後世の日本源信の理解であるが『文殊説般若經』の一行三昧が「見仏」の行法として理解されていた好例となろう。

もちろん問題は、見仏が菩薩戒授受の条件であること(『梵網經』)、菩薩戒だけが見仏を可能にすること(『涅槃經』)、それが見仏と禪定の一体的実践の内で実現される菩薩戒の自誓自受であることを説明することで、一行三昧の性格を明かすにある。この点、智顛の『義疏』(あくまで現行本)は、この点を含め山部論文の指摘する好相行を説く戒經としての『梵網經』には全くの言及がない。智顛が出家受戒者であることから見て、『菩薩戒義疏』は、単なる『梵網經』の注疏ではなく、『善戒經』他の七衆別解脱説を対比させる大乘戒の総合的研究であった。すでに智顛には『涅槃經』『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』と『瑜伽師地論』(当時未訳)系の『菩薩地持經』『善戒經』(瑜伽行系)という菩薩戒經の二系統の相違を統合する、つまり『梵網經』『瓔珞經』を『善戒經』系の七衆説に包摂する意図があった。『義疏』の段階で、それ以前の瑜伽系の菩薩戒思想と『梵網經』の融合折衷を目的として解釈がなされ、結果として後世のような『梵網經』理解と機能に帰着した、つまり『義疏』自身が智顛の思想体系に照合した大小統合的解釈をめざし、その大乘戒についても、二系統の菩薩戒教典とその思想の統合的理解を示そうとしたと考えられるのである。

この点は結論に関わるが、「小乗戒と大乘戒の矛盾をいかに説明するかに腐心していたあとが窺える」とされるように『法華玄義』巻三下には『法華經』による小戒の開会を説いて

開龕顯妙とは、他の云く、梵網は是れ菩薩戒なりと。今問う、是れ何等の菩薩戒ならん。彼れ若し答えて、是れ藏通等の菩薩戒なりと言わば、應に別に菩薩衆有るべし。衆既に不別なれば戒は何ぞ異を得ん。又た若し別に菩薩戒を明さば、

何等か別して是れ縁覺戒ならん。今明かさく、三藏三乘に別衆無くんば、別に菩薩、縁覺の戒有ることを得ざるなり。若し別圓菩薩の解を作さば然る可し。何となれば、三乘共衆の外に別に菩薩有るが故に別に戒有ればなり。(T33-717c)

そして最終的には『法華玄義』卷三下

問う、三乘衆の外に、別に菩薩戒有らば、縁覺戒は云何ん。答う、三乘衆の外に、別の縁覺無し。此の説は猶お是れ、待籠の戒なるのみ。開籠とは、毘尼學は、即ち大乘の學なり、式叉なり、是、大乘第一義。光非青非黄非赤白。三歸五戒、十善、二百五十は皆な是れ摩訶衍なり。豈に籠戒の、妙戒を隔つるもの有らん。戒は既に即妙なれば、人も亦復た然り。「汝實我子」とは即ち此の義なり。是れ絶待妙戒と名づく (T33-718a)

というように、円教の立場で三乗が包摂される智顛の立場は明確である。大乘菩薩戒は小乗戒(律儀戒)を根本とし、小乗戒を基礎として大乘戒の特質が明らかになる。つまり四句誓願を立て、棄家捨欲して白四羯磨による持戒を前提として、根本業清淨戒以下の五種戒を具足できる…『止観』に説くとおりである⁽¹⁹⁾。後生の日本天台が凝然『伝通縁起』「小乗籠戒即法華一乘妙戒」、凝然『律宗綱要』が『瓔珞経』を眞実理門、『瑜伽論』を随轉理門に分類したのは、その論理の完成である⁽²⁰⁾。

結論

中国仏教における菩薩戒経の二系統を端緒に、両系統の菩薩戒思想の相違とその展開を概観して、次いで登場した智顛『義疏』の性格を考えてみた。六朝期には戒律經典の体系的理解自体が完成を見ていないこともあって、『梵網経』『菩薩瓔珞本業経』の不共門菩薩戒思想、即ち菩薩戒単受説が支持される背景もあったが、その後の隋唐国家の確立と並行して、仏教学が深まると、戒律の体系的な整備も進んだ。

智顛は南北仏教の思想的統合を果たした経家として『摩訶止観』卷十上、卷五上で北の暗証禪師、南の文字法師、事相禪師(藤善『道宣伝』p6・33)と批判したが、南北仏教の統合を課題とした智顛には、当然、戒律についても、当初より北の地持経系菩薩戒と南の『梵網経』系菩薩戒を思想的に統合する課題は自覚さ

れていた。『義疏』は単なる『梵網經』の講釈を越えて、『瓔珞經』(引用4箇所)はもちろん、瑜伽系『地持經』の引用は16箇所、『優婆塞戒經』4箇所に及び、古今の戒律書を引用して、菩薩戒の全体的理解が目指されていたといえる。智顛の「戒体論や菩薩戒も三諦円融の中道諦の立場で理解する必要がある⁽²¹⁾」ののだが、すでに見たように十誦律の立場を基本とする智顛の戒学の全体をもって『梵網經』を分析するのであり、『梵網經』を含む菩薩戒の全体的理解を図った著述が『義疏』であった。この『義疏』を規範としてその後の『梵網經』理解は方向づけられることになるが、それは『梵網經』の原義に必ずしも忠実とはいえないし、随所に智顛の自覚的な取捨を見ることが出来る。『法華玄義』卷三下(T33-714b)には『瓔珞經』を引用して智顛教学の骨格ともいえる「從仮入空」以下の三觀の教証としているのは注目できる。『瓔珞經』もまた智顛が始めて着目した菩薩戒經とされる⁽²²⁾が、『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』系の不共の立場を会通する円教の立場を、そもそもの『瓔珞經』に見出したといえるからである。

それは六朝涅槃学・菩薩戒思想の『梵網經』『菩薩瓔珞本業經』系の不共の立場、小乘戒批判思想を批判的に継承=修正した。智顛は『梵網經』の菩薩戒=自誓自受を排除しつつ、『地持經』系の七衆四重樓階説を撰取して、具足戒出家を承認しつつ全体として大乘仏教の教学を建立するという、中国教団仏教の基本形を基礎づけたと見てよい。ここに菩薩戒經の二系統はその相違点を融解されたといえるだろう。

やがて隋唐仏教は教団仏教の体制が定着する中で、菩薩戒の理解も当初の梵網戒から「分通大乘説」によって具足戒出家を包摂した『地持經』『善戒經』の四級次第説、重受説へ収斂していったと理解できる。道宣の『四分律』による律学はその完成態である。それは中国仏教が大乘仏教の立場から諸学を包摂し統合を指向したことと別ではない。

また池田論文は「瑜伽戒の「重受」から、梵網戒の「単受」の立場へと転換してゆく過程」を「捨戒」の思想にその手がかりを求めた⁽²³⁾。確かに『高僧伝』には捨戒の僧伝が相当数記録され、社会的な背景の下に捨戒が菩薩戒と関連することは『高僧伝』『続高僧伝』に記述が見いだせることも、指摘されている⁽²⁴⁾。ただそ

それは必ずしも強い菩提心の発露というものではなく、僧侶の増員や規制の強化といった仏教に対する社会的な規制の強化という要因が作用した不可避の結果としての捨戒であって、菩薩戒を根拠に見性成仏の運動へと続く思想的性格のものではない。

しかしこの菩薩戒から見性成仏の運動こそ、『梵網経』梵網戒を継承する傅大士から初期禅宗に至る思想の系譜であり、六朝から隋唐という歴史的経過の中で菩薩戒の二系統が相互に影響しつつ、やがて智顛から道宣に至る教学仏教の主流が瑜伽戒に収斂するのに対抗した、と理解できるのである。つまり、菩薩戒の原理的な探求が見仏性という禅定実践と結びつくと考えべきで、そこにこそ天台智顛と袂を分かち、初期禅宗運動の思想原理としての菩薩戒思想の意義があるのである。

以上、本報告は中国仏教における菩薩戒の思想的系譜について、先達の研究成果を収集し概括したに留まるが、別に「傅大士と菩薩戒思想」を国際禅学研究所論叢（花園大学国際禅学研究所論叢第八号 2013pp.203-243）に発表できたことを付記しておく。

注

(1) 主たる先行研究として若干を枚举する。

大野法道『大乘戒経の研究』（理想社 1954）第十章 pp.252-287

平川彰「大乘戒と菩薩戒経」（1960）（『平川彰著作集七 浄土思想と大乘戒』春秋社 1990 所収）

道端良秀『道端良秀中国仏教史全集』第七卷（書苑 1985）

徳田明本『律宗概論』（百華苑 1969）p84

池田魯山「菩薩戒思想の形成と展開」（『駒沢仏教紀要 28』1970）pp.452-97 が天台疏成立以前の、菩薩戒思想の形成展開を概観している。

水野弘元「南山道宣と大乘戒」（『金沢文庫紀要 9』1972）p497

沖本克己「菩薩善戒経について」（『印度学仏教学研究』巻 22-1 号 1973）

木村宣彰「多羅戒本と達摩戒本」（佐々木教悟編『戒律思想の研究』1981）及び『中国仏教思想研究』（法蔵館 2009）pp.409-412

- (2) 徳田明本『律宗概論』（百華苑 1969）土橋秀高『戒律の研究』（永田文昌堂 1980）p222
- (3) 平川彰「大乘戒と十善道」「大乘戒と菩薩戒経」『著作集七 浄土思想と大乘戒』（春秋社）p39・p276
- (4) 土橋秀高『前掲書』p360、池田魯参「前掲論文」p452、木村宣彰「前掲論文」p411
以下「攝善法戒」「饒益有情戒」の一段が続く（以下略）
- (5) 平川彰『著作集 第七』pp.241-57、沖本克己「菩薩戒について」（『戒律の世界』所収）では、三聚浄戒が小乗戒と異なる点を、1 律儀戒との区別 2 意業が含まれる 3 悟りへの廻向として挙げ、菩薩戒の特徴を見ている。
- (6) 木村宣彰「前掲論文」pp.406-7
- (7) 拙稿（「傳大士と菩薩戒思想」花園大学国際禅学研究所論叢 第八号 2013）pp.203-243
- (8) 木村宣彰「前掲論文」pp.411-12。また土橋『戒律の研究』では、とくに菩薩戒儀において、…中国においては比丘戒、菩薩戒の両系ともに西来の方式を受けながら、次第に中国的特色のあるものを編集してきた。そして両戒系は「羯磨」「受戒儀」として一応夫々の系列をたもちながら、互に影響しあってきた。それをさらに重樓方式でもって両者を統撰しようとしたのが、この一群の律典（受菩薩戒儀）である。（pp.331-49）とする。しかし、時代的に六朝期及び智顛の時代の菩薩戒理解を智顛「六種菩薩戒儀」以上に助ける資料といえない。問題は、依然として『菩薩地持経』『善戒経』等瑜伽戒系と『梵網経』『菩薩瓔珞本業経』の華嚴・涅槃系の菩薩戒理解の相違点をどのように理解していたかにある。
- (9) 大野法道『国訳一切経律部 12』12 解題 p2『義疏』が記録する六種受戒本のうち、梵網本、瓔珞本を承けて、高昌本、新撰本が十重禁戒を説くのは、梵網戒の影響が古い時代に遡ることを指摘している。この問題構成は木村論文も継承発展させている。池田魯参「前掲論文」 木村宣彰「前掲論文」
- (10) 木村宣彰「前掲論文」pp.411-12
この2と3の相違が、菩薩戒経に思想的に二系統が分類できることの意味である。『瑜伽師地論』菩薩地戒品に基づく瑜伽戒は三聚浄戒を「七衆別解脱」と説く。一方の『梵網経』は『涅槃経』の影響下にあつて、単受菩薩戒の立場で大乘戒の小乗戒に対する思想的優位を強調する。『梵網経』は直接には三聚浄戒を説いていないが、瓔珞経は独自の三聚浄戒の理解を示して、三聚浄戒を『梵網経』に撰取し

ようとしていると理解できる。

- (11) 藤本智薫 『国訳一切経律疏部二 菩薩戒経義疏』(大蔵出版 1938) 解題 p174
- (12) 平川彰 「智顛における声聞戒と菩薩戒」
- (13) 山部能宜 「『梵網経』における好相行の研究」(『北朝隋唐仏教思想史』荒牧編 法蔵館 2000)
石田瑞麿 『仏典講座 梵網経』(大蔵出版 1971) p186
- (14) 智顛 『次第禅門 卷二』(T46-485b) 「観相懺悔」受戒に先立つ懺悔
福島光哉 「天台智顛における大乘戒の組織と止観」(『戒律の世界』所収) pp.471-484
同 「智顛の戒律思想」(佐々木教悟編 『戒律思想の研究』平楽寺書店) p346
山部能宜 「前掲論文」 pp.205-230
- (15) 山部能宜 「前掲論文」 p244
- (16) 拙稿 「傳大士と菩薩戒思想」(国際禅学研究所研究紀要 2013)
- (17) 柳田聖山 『禅の語録 初期の禅史Ⅱ 楞伽師資記』 pp.190-3p453
田中良昭 『敦煌禅宗文献の研究』(大東出版 1983) pp.452-5
- (18) 福島 「天台智顛における大乘戒の組織と止観」(『戒律の世界』所収) p472
- (19) 福田堯穎 『天台学概論』(三省堂 1954) p513
- (20) 福島光哉 「天台智顛における大乘戒の組織と止観」p477 また「智顛の戒律思想」(前掲論文)でも『智度論』 「十善業道」を性戒として重視し、かつ大乘戒の体系の内に小乗の律儀戒厳守を求めた」(p348)と理解している。また平川説も同主旨と理解できる。平川彰 「智顛における声聞戒と菩薩戒」 pp.10-21 三十一歳から三十八歳までの理解では、智顛は『十誦律』(有部律典)を基本とした…『義疏』の理解にも『十誦律』が作用している(内色非内色の用例)。つまり智顛には当初より七衆別解脱の認識があったのであり、七種之人 七種学人(『次第禅門』平川)の用例や『義疏』にも『十誦律』(義疏卷下 T40-571bc 「殺戒」の説明例)の影響が顕著である。義疏の「律部に広く明かす」は『十誦律』を指す、という指摘がある。福田『前掲書』p513、徳田『前掲書』p84
- (21) 平川彰 「前掲論文」 p22
- (22) 注(13) 大野法道 『国訳一切経律部十二』 『瓔珞本業経』 解題 p4
『瓔珞本業経』も智顛が最初に取り上げたといってもよく、経の三観説は『法華玄義』三下、五十二位説は『同』四下、『四教義』第九、心无尽説は『摩訶止観』四上、『義疏』卷上に引用する。また「大衆学品」の戒を重視し、戒儀を『戒疏』に

採録したが、以後、『梵網經』の補完的役割を担うことになる。

(23) 池田魯山「前掲論文」p497

(24) 杜継文 魏道儒『中国禪宗通史』（江蘇人民出版社 2007）pp.84-87

